

## 生活困窮者の最後のセーフティネット。 地域生活への移行を促す循環型施設として

「社会福祉法人 共生の丘／救護施設「共生の杜」(宇都宮市)」

救護施設とは生活保護法に基づき、さまざまな理由で単身生活を送ることが困難な人を措置委託によって受け入れる入所施設です。

昭和31年に県内初の救護施設として事業を開始した同法人は近年、障害者総合支援法など福祉情勢の変化に応じて就労訓練事業所やグループホーム事業に着手。また、精神医療における社会的入院の解消や生活保護受給者の増大で地域移行支援や生活困

窮者支援が重要視されるなど、救護施設の使命・役割は時代とともに変化しています。

施設長の金山真規さんは生活困窮者自立支援制度における同施設の役割についてこう話します。

「同支援法において生活保護が第3のセーフティネットとして位置付けられる中、当施設は救護施設が取り組むべきこととして、『生活困窮者の居場所』としての機能を生かした支援に重きを置くほか、相談支援や就労支援を実施してきました。生活困窮者の自立を促すとともに、支援を通して地域社会に貢献したいと思っています」

平成29年7月から認定就労訓練事業所として「就労訓練事業」



▲ 職員の江田欽一さん

をスタート。「さまざまな理由で仕事が長続きしない人への支援の必要性と、就労支援の幅を広げる意味でも『中間的就労の場』が必要だと感じました」(金山さん)

統合失調症を患う江田欽一(こうだ・よしかず)さん(35)は、精神科クリニックの紹介を受けて事業のスタート前から同施設を見学。建物内の清掃業務を中心に1日2〜3時間のボランティア体験から始めました。

その後、市社協を介した個別の就労支援プログラムに基づき、およそ1年間の就労訓練(時給500円の非雇用型)に移行。徐々に仕事に対する積極性や責任感が芽生え、毎日継続してフルタイム勤務もこなせるようになりました。

「施設長や職員のみなさんの手厚いサポートと、迷ったときに常に相談できる職場環境だったことから仕事にやりがいを見出せるようになりました」(江田さん)



▲ 工作中的江田さん。この日は洗濯に従事

「ついついオーバーワークになってしまおう自分自身に悩み、苦手だった人間関係も適度な距離を保てるようになった江田さん。平成30年9月に障害者雇用枠で同法人に入職し、現在は9時〜17時までの週5日勤務しています。

「仕事が長続きしないブランクがありました。が、長期間の就労訓練で体を慣らしていったことで、継続して仕事に取り組めるようになりました。今後は職務経験を積み重ね、他人から必要とされる人材になりたいと思っています」



▲ 施設長の金山真規さん